

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年5月23日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「区立小中学生オンライン海外交流事業委託」

(2) 業務内容

小学生、中学生ともに、事前オリエンテーションを1日、メインプログラムを2日の計3日間の活動として、最終日のプログラム終了後には、事後学習を行う。本事業に係る募集チラシの作成及び対象者の募集を行う。なお、定員は小学生30名、中学生40名として、定員を上回った場合には抽選により参加者を決定する。決定した参加者については、学校名、氏名及び連絡先を一覧にして、開始前に区に提供するとともに、参加者に変更があった場合は、都度、区に報告する。ただし、令和4年度においては、チラシの作成及び参加者の決定は区において行う。

参加者とホストファミリーのプロフィールを基に、児童と家族のマッチングを行う。グループの構成は、相手方1家庭に対し、対象者は最大5名とする。尚、メインプログラムの2日間とも、同じグループとする。

オリエンテーションでは、ホストファミリー及びオーストラリアについての基礎知識と、英会話のコツについてレッスンを行う。

(ア) メインプログラムの1日目について、初めにESL（英語を使った基本情報の習得）を行い、その後はホームビジットによる交流とする。全体進行には、日本語と英語が理解できるファシリテーターを1名以上配置する。

(イ) メインプログラムの2日目について、初めに1日目の振り返りと2日目の見直しを行い、その後はホームビジットによる交流、最後に事後学習を見据え、2日間のまとめを行う。

(ウ) メインプログラムの2日間について、グループ交流時にはファシリテーターを3～5名程度が各グループを巡回できるよう配置し、その他に全体進行には1名以上を配置する。

事後学習は、オリエンテーション及びメインプログラムの活動の振り返りを行う。また、児童・生徒から寄せられたホストファミリーへのお礼（手紙・メール等）について、とりまとめ、相手先へ送付する。

(3) 履行期間

履行期間は5月1日から9月30日までとする（予定）。ただし、令和4年度においては、令和4年7月25日から令和4年9月30日までとする（予定）。

本契約は原則として令和6年度まで継続して単年度契約にて随意契約する（予定）。ただし、履行状況や仕様の見直し、本契約に係る法令改正等のため、本契約を継続することが困難または不可能となった場合は、この限りではない。なお、本件契約は令和5年度以降は予算配当を条件とする。

(4) 実施日程は以下のとおりとする。

小学生

- (ア) 令和4年8月18日(木): 事前オリエンテーション 1時間30分程度
- (イ) 令和4年8月20日(土): メインプログラム(1日目) 3時間程度
- (ウ) 令和4年8月21日(日): メインプログラム(2日目) 3時間程度
事後学習 1時間30分程度

中学生

- (ア) 令和4年8月23日(火): 事前オリエンテーション 1時間30分程度
- (イ) 令和4年8月27日(土): メインプログラム(1日目) 3時間程度
- (ウ) 令和4年8月28日(日): メインプログラム(2日目) 3時間程度
事後学習 1時間30分程度

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本事業の趣旨を踏まえた提案内容
- (2) 事業実績
- (3) 財政状況
- (4) 業務の実施体制(緊急時の連絡体制等)
- (5) プログラム内容
 - オリエンテーション(英会話のコツ、ホストファミリー及びオーストラリアについての基礎知識等)
 - 交流活動(ホームビジット、実際の生活の様子等)
 - 事後学習(子どもの学びの振り返り等)
- (6) 提案可能な教材等(小学生用と中学生用で内容を調整すること)
- (7) 業務工程管理
- (8) 現地ファシリテーター体制(人数)・資格・実績等
- (9) 実施可能国及び受け入れ可能ホストファミリー数
- (10) 経費見積

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第2庁舎3階36番窓口)
令和4年6月28日以降は第1庁舎4階
電話: 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和4年5月23日(月)から令和4年5月30日(月)までの土・日曜日を除く
午前9時から午後5時までとする。

場所 (1) に同じ。

方法 窓口にて希望者に直接無償交付するほか、世田谷区のホームページにも掲載する。

(3) 参加表明書の配布・受付期間、場所及び方法

期間 上記(2) に同じ。

場所 (1) に同じ。

方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る) による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限 令和4年6月22日(水)午後5時まで

提出場所 (1) に同じ。

提出方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る) による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(同一事業 令和5年度、令和6年度) ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 事業者からの提出物は返却しない。

(8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を選定した理由(審査経過等) を公表することができる。

(9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

(10) 詳細は提案条件説明書による。

7 本件担当部課

〒154 - 8504

東京都世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所教育委員会事務局教育指導課 杉崎・細川

電話 : 03 - 5432 - 2706

ファクシミリ : 03 - 5432 - 3041

E-mail : SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp